

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

神奈川県サービス管理責任者等研修事業 実践研修 学則

(研修の目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 サービス管理責任者等研修事業として実施する研修の名称は次のとおりとする。
神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修（以下、実践研修という）

(研修の内容)

第3条 研修の内容は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）に、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）に定める次の内容とする。

- (1) 障害福祉等の制度に関する講義
- (2) サービス提供に関する講義及び演習
- (3) 人材育成の手法に関する講義及び演習
- (4) 多職種及び地域連携に関する講義及び演習

(指定研修事業者及び指定番号)

第4条 第2条の研修を実施する指定研修事業者及び指定番号は次のとおりとする。

- (1) 指定研修事業者
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
- (2) 指定番号
001

(感染症対策の継続実施について)

第5条 令和7年度の実践研修については、感染症予防対策と社会経済活動の両立という点で、講義はリモート研修を行うが、演習は基本的な感染症予防対策をしつつ、収容人数などは会場規模に応じて柔軟に対応をしていく。

- (1) 講義
講義は、インターネット上の遠隔教育システム（以下「eラーニングサイト」という）等を活用し、遠隔化により行うが、技術的な理由等で遠隔化による講義の受講ができない受講者がいた場合は個別に対応することとする。
- (2) 演習
演習は、感染症予防対策を実施した上で、集合研修方式で実施する。

(研修の実施方法及び実施場所)

第6条 研修の講義及び演習の実施方法及び実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 講義（映像配信）
収録した講義映像を、指定研修事業者が指定するeラーニングサイトで配信し、受講者

は、配信される講義映像を視聴する。

(2) 演習

演習の実施場所は次のとおりとする

神奈川県社会福祉センター（〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2）

(研修担当部署の名称、所在地及び連絡先)

第7条 指定研修事業者の研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は、次のとおりとする。
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター福祉研修センター
〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 県社会福祉センター内
電話：045-534-6215 F A X：045-313-0737

(研修期間、募集期間、定員、研修期間等)

第8条 研修期間は次のとおりとする。

(1) 研修期間

本研修の研修期間は、原則として、所定の講義時間と演習2日間とする。

(2) 講義（映像視聴）の研修期間

受講者は講義映像を、指定研修事業者が指定する一定の期間内に、指定する方法で視聴するものとする。

2 募集期間、定員、演習実施日程は次のとおりとする。

コース	募集期間 (予定)	定員	講義 (映像配信、もしくは放映会)	演習
KJ1	令和7年 8月8日(金)	216名 各回 72名	受講決定通知書で指定された期間 (期間内に、受講者各自がeラーニング サイトで視聴サイトでの視聴が困難な 場合は、指定の日程の放映会で視聴)	令和7年 10月23日(木)、24日(金)
KJ2	～ 8月25日(月)			令和7年 11月18日(火)、19日(水)
KJ3				令和7年 12月3日(水)、4日(木)

(研修カリキュラム)

第9条 研修カリキュラムは、神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発0830004号/厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という）で定める「サービス管理責任者実践研修」及び「児童発達支援管理責任者実践研修」の標準カリキュラムに基づき実施する。本県研修カリキュラムは（別表1）によるものとする。

(講師)

第10条 講師は「神奈川県サービス管理責任者等研修講師一覧表」（別表2）による。

(使用テキスト)

第11条 厚生労働省が実施したサービス管理責任者等研修指導者養成研修会で使用したテキスト等に基づき作成したテキストを使用する。

(受講資格、受講手続き)

第12条 受講資格及び受講手続きは次のとおりとする。

(1) サービス管理責任者実践研修・児童発達支援管理責任者実践研修の受講資格

①指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成

18 年厚生労働省告示第 544 号。以下「サービス管理責任者告示」という。) 第 1 号イの(2)の(一)に規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前 5 年間に指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において通算して 2 年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。

②サービス管理責任者基礎研修受講開始日においてサービス管理責任者告示第 1 号イの(1)に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了後、本研修の受講開始日前 5 年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において通算して六月以上、同号イの(2)の(二)の b に規定する業務(以下「個別支援計画作成の業務」という。)に従事したもので、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。

③平成 31 年 4 月 1 日において改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号。以下「サービス管理責任者旧告示」という。) 第 1 号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったもの(a(a)に定める相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。)で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。

④サービス管理責任者告示に定める期間内にサービス管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあつては、①に定める相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない

⑤障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。) 第 2 号イに規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前 5 年間に指定障害児入所施設等その他の事業所等において通算して 2 年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。

なお、児童発達支援管理責任者実践研修修了後、児童発達支援管理責任者として指定障害児入所施設等に配置する場合には、児童発達支援管理責任者告示に定める実務経験において老人福祉施設・医療機関(療養病床関係病室に限る。)等以外での実務経験が 3 年以上必要であることに留意すること。

⑥児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において児童発達支援管理責任者告示第 1 号に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了後、本研修の受講開始日前 5 年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において通算して六月以上、第 2 号ロの(2)に規定する業務(以下「障害児個別支援計画作成の業務」という。)に従事したもので、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。

⑦平成 31 年 4 月 1 日において改正前の児童発達支援管理責任者告示第 2 号の規定に該当する者であつて、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となった者。(⑤に定める相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。)で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。

⑧児童発達支援管理責任者告示に定める期間内に児童発達支援管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあつては、⑤に定める相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない。

(2) 受講手続き

申込方法

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉人材研修センター福祉研修センターのホームページ(<https://www.kfkc.jp>)に掲載する募集要領の手続きに沿って、受講申込フォームにより個人又は法人から申し込むこととする。

なお、法人で申し込む場合は、法人単位でまとめて申し込むこととする。

(3) 申込期限

別途、研修募集要領で案内する。

(受講者の選考、受講決定、受講方法)

第13条 受講者の選考、受講決定の通知方法、受講決定後の取扱については、次のとおりとする。

(1) 受講の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ、神奈川県サービス管理責任者等研修「実践研修」の受講者選考基準に基づき決定する。

(2) 通知方法

受講決定通知は、法人からの申込の場合は各法人あてに、個人からの申込の場合は、当該個人あてにWebサイトで行い、受講可の方は郵送でも通知する。

(3) 受講決定後の取扱

受講決定後の受講者、受講日程の変更等は原則認めない。

(受講料、納入方法及びその他の受講に要する費用)

第14条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法等については、次のとおりとする。

(1) 受講料

本研修の受講料は、31,000 円（税込）とする。

(2) 納入方法等

受講決定通知を受けた者は、当該通知に記載された期限までに納付するものとし、納入方法等詳細については受講決定通知郵送時に案内をする。

なお、受講決定後、納付された受講料はいかなる理由があっても返金しない。

(3) その他の受講に要する費用

受講料の振込手数料や会場までの交通費等については受講者負担とする。

(研修修了の認定方法)

第15条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講者で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者を「実践研修」の修了者として認定し、修了証書を交付する。ただし、次に該当する場合には、修了証書は交付しないことがある。

(1) 講義

ア 講義（映像配信）を受講した者が次のことに該当した場合

講義終了後の簡易テストの回答を提出していない場合

イ 講義を受講した者が次のいずれかに該当した場合

(ア) 遅刻、早退をした場合

(イ) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合

(ウ) 講義終了後の簡易テストの回答を提出していない場合

(2) 演習

ア 遅刻、早退をした場合

イ 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合

ウ 事前課題を提出していない場合

(個人情報の取扱方法)

第16条 受講申込者の申込情報及び、研修修了者の名簿等個人情報は、厳重に管理し研修以外の目的で使用しない。また、「神奈川県サービス管理責任者等研修事業者指定要綱」に基づき研修修了者は修了者名簿に登載し、神奈川県に提出するものとする。

受講決定通知、テキスト送付のため発送代行業者へ発送に必要となる部分の情報を提供する場合がある。

(その他研修受講に係る重要事項)

第17条 その他の研修受講に係る重要事項は、厚生労働省の定めた「事業実施要綱」及び「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」によるものとし、定めのない事項については、神奈川県と第4条に定める指定研修事業者が協議して決定するものとする。